

資料3

# 公民館等の役割 について

# 公民館とは

## つどう

公民館は、  
生活のなかで気軽に  
人々が集うことが  
できる場です。

## むすぶ

公民館は、  
地域のさまざまな機関や  
団体の間にネットワークを  
形成します。



## まなぶ

公民館は、  
自らの興味関心に基づいて、  
また社会の要請に  
こたえるための知識や技術を  
学ぶための場です。

人づくり・地域づくり

# 公民館の歴史

昭和20年 第二次世界大戦終結

昭和21年 **寺中 作雄**氏（当時：文部省社会教育課長）  
『公民館の建設—新しい町村の文化施設』 発刊（**寺中構想**）  
「公民館の設置」に関する**文部次官通牒**発出

昭和22年 「**教育基本法**」公布・施行  
第1回優良公民館表彰実施

昭和24年 「**社会教育法**」公布・施行  
公民館の法的根拠が示される。

昭和26年 国による公民館施設補助金の交付開始

昭和34年 「**公民館の設置及び運営に関する基準**」（文部省告示）  
公民館の施設規模,対象区域,設備などの基準が示される。  
※平成15年改正

社団法人全国公民館連合会編「よくわかる公民館のしごと」より



# 寺中構想

(冒頭部分) この有様を荒涼というのであろうか。この心持を索漠というのであろうか。目に映る情景は赤黒く焼けたただれた一面の焦土，胸を吹き過ぎる思いは風の如くはかない一連の回想。焼トタン小屋の向うに白雲の峰が湧き，崩れ壁のくぼみに夏草の花が戦いでいる。これが三千年の伝統に輝く日本の国土の姿であらうか。

～中略～

**われわれは熱望する。お互いの教養を励み，文化を進め，心のオアシスとなってわれわれを育くむ適当な場所と施設がほしい。**郷土の交友和楽を培う文化センターとしての施設を心から求めている。みんなが気を合せて働いたり楽しんだりするための溜まり場の施設が必要だ。そんな施設が各自の生活の本拠である郷土，われわれの愛する町村に一つ宛できたらなんとすばらしいことであらう。

～後略～

寺中作雄著「公民館の建設－新しい町村の文化施設」より

# 寺中構想（公民館の機能）

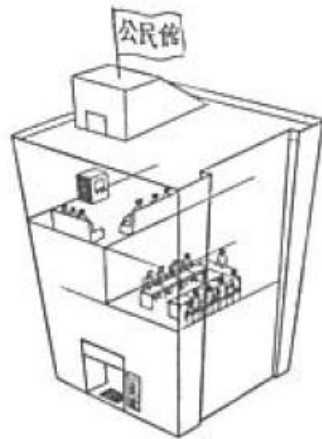
- 1 公民館は**社会教育機関**である。
- 2 公民館は**社交娯楽機関**である。
- 3 公民館は**町村自治振興の機関**である。
- 4 公民館は**産業振興の機関**である。
- 5 公民館は**新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関**である。

寺中作雄著「公民館の建設－新しい町村の文化施設」より

# 公民館の運営上の目的

(文部次官通牒別紙「公民館設置運営の要綱」から)

民主的社會教育機関です

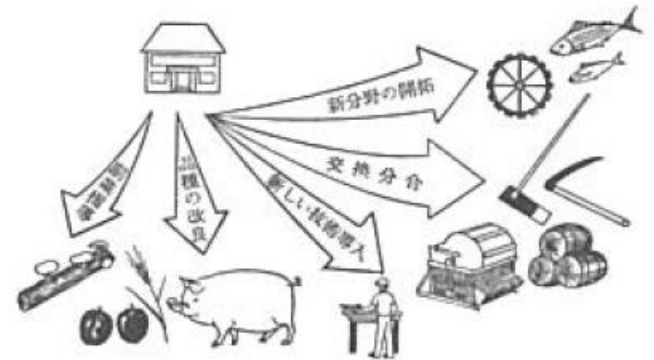


村の茶の間です

親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



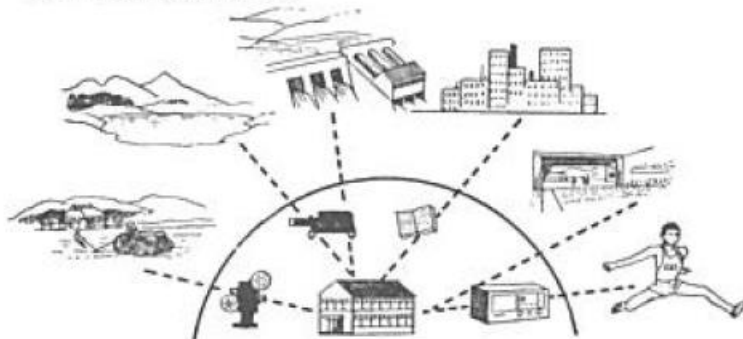
民主主義の訓練場です



郷土振興の機関です



文化交流の場です



(「公民館図説」岩崎書店 1954年)

# 公民館の歴史

昭和20年 第二次世界大戦終結

昭和21年 **寺中 作雄**氏（当時：文部省社会教育課長）  
『公民館の建設—新しい町村の文化施設』 発刊（**寺中構想**）  
「公民館の設置」に関する**文部次官通牒**発出

昭和22年 「**教育基本法**」公布・施行  
第1回優良公民館表彰実施

昭和24年 「**社会教育法**」公布・施行  
**公民館の法的根拠**が示される。

昭和26年 国による公民館施設補助金の交付開始

昭和34年 「**公民館の設置及び運営に関する基準**」（文部省告示）  
公民館の施設規模,対象区域,設備などの基準が示される。  
※平成15年改正

社団法人全国公民館連合会編「よくわかる公民館のしごと」より



# 公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



社会教育施設

(社会教育法 第20条)



# 社会教育法

## 第二十二條（公民館の事業）

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

定期講座の開催

討論会，講習会，  
講演会，実習会，  
展示会等の開催

図書，記録，模型，  
資料等を備え，  
その利用を図る

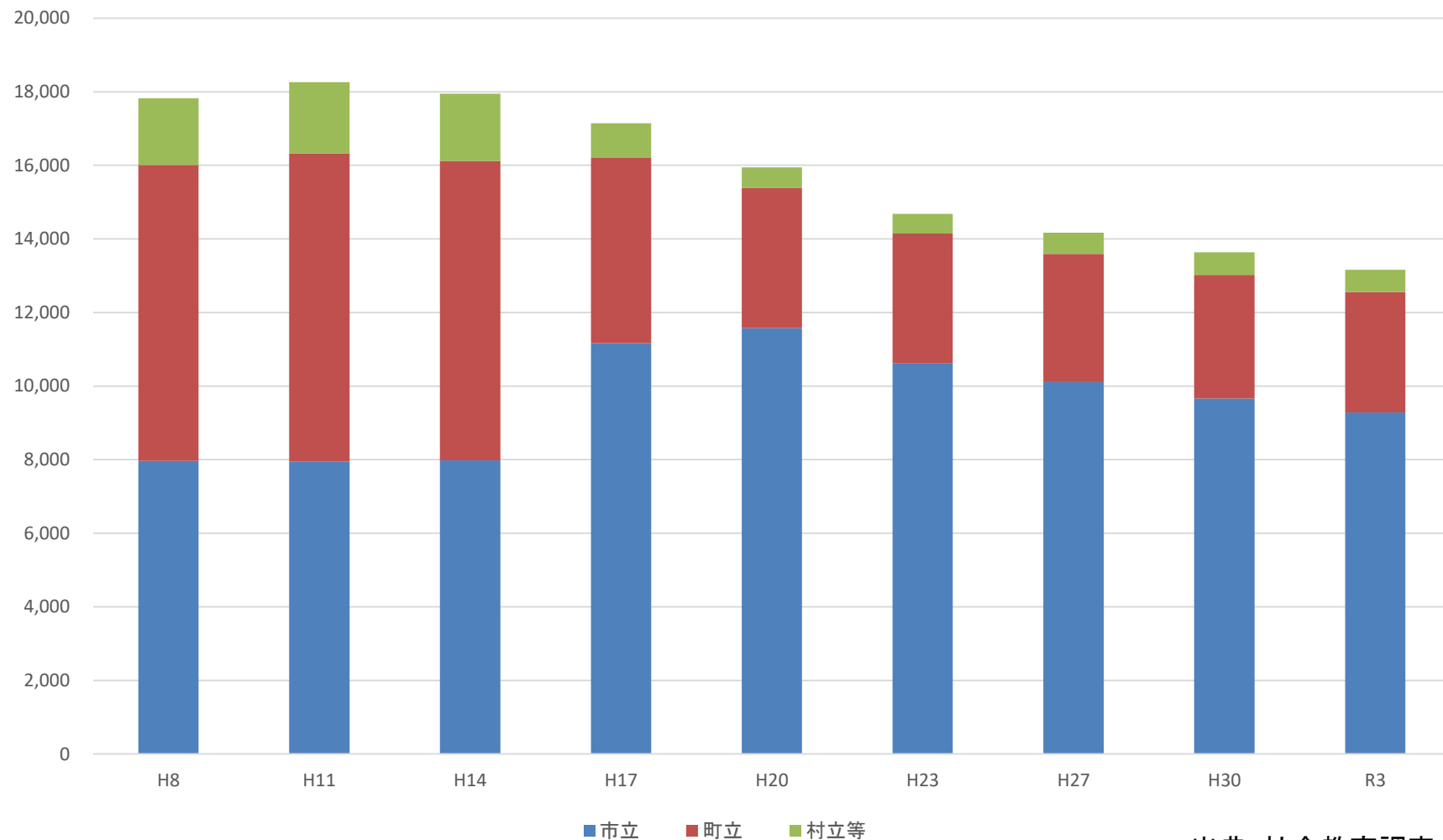
体育，レクリエー  
ション等に関する  
集会の開催

各種の団体，  
機関等の  
連絡を図る

施設を住民の集会  
その他の公共的利  
用に供する

# 公民館数の推移

年々減少し、令和3年度には13,163館となっている



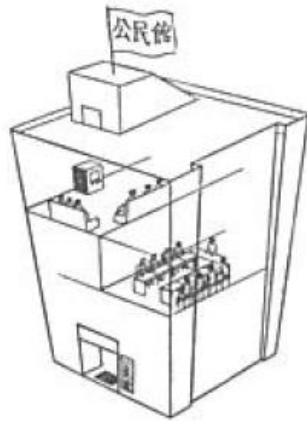
出典: 社会教育調査

# 学習内容別学級・講座の割合

①教養の向上	36.4%
（そのうち、趣味・けいこごと	84.1%）
②体育・レクリエーション	20.3%
③家庭教育・家庭生活	13.5%
④職業知識・技術の向上	0.6%
⑤市民意識・社会連帯意識	6.4%
⑥指導者養成	0.5%
⑦その他	20.6%

# 公民館の運営上の目的 (文部次官通牒別紙「公民館設置運営の要綱」から)

民主的社會教育機関です

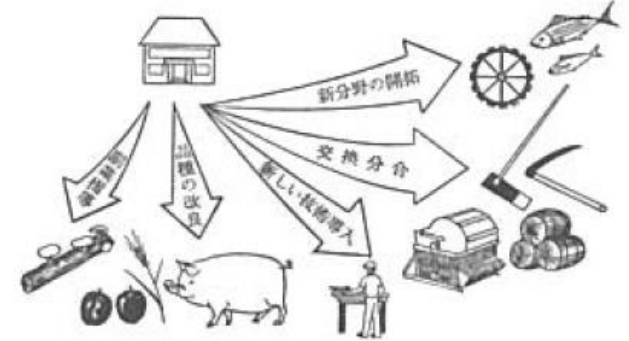


村の茶の間です

親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



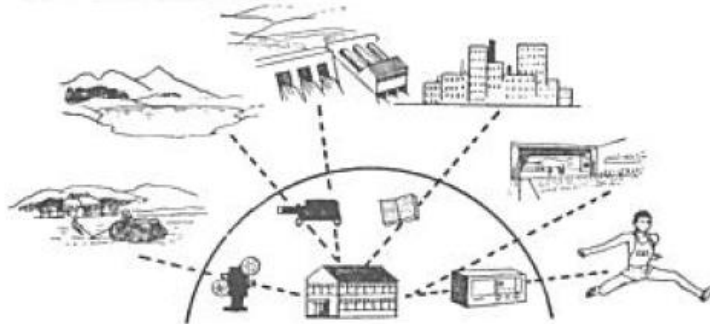
民主主義の訓練場です



郷土振興の機関です



文化交流の場です



(「公民館図説」岩崎書店 1954年)

# 審議と答申

## 人口減少社会の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策について（答申）

- 平成30年12月21日
  1. 社会教育の意義・果たすべき役割
  2. 新たな社会教育の方向性を示したうえで具体的方策を整理
  3. **今後の社会教育施設に求められる役割**を整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方
- 公立社会教育施設の所管については、「公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ」（平成30年7月9日）を参考

# 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

- 社会の変化

- Society 5.0の実現

- 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

- 知識基盤社会（knowledge-based society）

- 人生100年時代

- 社会教育の特色や機能

- 住民個々人 ⇒ **人づくり**

- 住民相互の関わり ⇒ **つながりづくり**

- 住民と地域社会の関わり ⇒ **地域づくり**

# 新たな社会教育の方向性

## 1. 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化していくこと

## 2. ネットワーク型行政の実質化

多様な主体（首長部局やNPO等の団体等）との連携・協働を実現すること

## 3. 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

社会教育主事，地域学校協働活動推進員，社会教育士 等



## 4. 社会教育の進化に向けて

**「開かれ，つながる社会教育」** へ

# 具体的な方策

## 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- SNS等の活動発信, 取り組みやすいテーマの設定, 若者自身による声やニーズの具現化, 実装化などの工夫
- 福祉部局や民生委員等との連携によるアウトリーチの強化

## 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 総合教育会議を活用する
- 各種計画に, 連携・協働体制の構築を含む社会教育の推進を明記
- 社会教育行政担当部局と首長部局との間での積極的な人事交流を推進
- NPOや企業, 高等教育機関等と意見交換や協議を行う場を設ける
- 学校運営協議会, 地域学校協働本部, 地域学校協働活動推進員の設置・整備
- 「総合的な学習の時間」における社会教育施設の活用
- 教師や教員養成課程の学生に対する社会教育主事や社会教育士の資格取得推奨



# 具体的な方策

## 3. 多様な人材の幅広い活用

- 地域人材に教育委員会が非常勤の行政職を委嘱する
- 社会教育委員との有効な連携を図る
- 確実に社会教育主事を配置する

## 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 社会教育施設を複合施設として整備
- クラウドファンディングの活用
- CSR社債やSIBの活用

# 今後の公民館に求められる役割

- 住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割
- 学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割
- 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割
- 地域の防災拠点としての役割
- 地域学校協働活動の拠点
- 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- 外国人が地域に参画していくための学びの場

## 公民館等の社会教育施設の機能強化

### 1. 公民館等の役割の明確化

社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、  
子供の居場所としての役割等

### 2. リアルとオンラインの双方の活用

住民相互に「つながり」を持てる共同学習・交流の促進

→地域コミュニティの基盤に

### 3. 公民館等のデジタル基盤の強化

PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等

## 公民館等の社会教育施設の機能強化

4. デジタルディバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育

国民全体のデジタルリテラシーの向上

5. 他機関との連携（自前主義からの脱却）  
や、住民の意向を反映できる運営や評価の  
在り方の見直し等による運営改善